

この通信は、畑地区まちづくり協議会の活動やまちづくりの情報をお知らせする広報誌です。

まちづくり通信

No.4 2016年3月
発行：畑地区まちづくり協議会

畑地区
田園まちづくり計画
作成をめざして

初年度の活動を報告します！

畑地区まちづくり協議会は、昨年7月5日の畑地区町内会臨時総会において設立を承認いただき、「田園まちづくり計画」の作成をめざして活動しています。

3月12日（土）夜、初年度の活動の最後となる第5回協議会役員会を開催し、まちづくりの方針（案）・まちづくり構想図（案）をまとめました。

平成28年度は、この構想案を具体化し、「特別指定区域」の指定に向けた作業が始まります。

まちづくりの目標・テーマは
～誰もが安心して暮らせる、誰もが安全に暮らせるまちづくりを進める～



平成27年度の活動内容

7/5 日 町内会臨時総会で まちづくり 協議会設立 を承認	8/28 金 第1回協議会 第1回アンケート調査やまち歩きの相談	9/23 水祝 第2回協議会 まち歩きワークショップ みんなで歩いて、地区の課題や資源を確認	11/6 金 第3回協議会 アンケートの報告、まち歩きのまとめ、将来像の検討	1/16 土 第4回協議会 まちづくり方針・まちづくり構想の検討	3/12 土 第5回協議会 まちづくり方針案・まちづくり構想案を作成
--	--	---	--	--	--

- ★地区土地利用計画や特別指定区域の内容を検討し、地元案を作成します。その際には、個々の土地や建物の活用に関する意向調査（第2回アンケート）も実施しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ★案がまとめれば、まちづくり協議会の総会で承認いただき、市に提案し、市の手続き（開発審査会や都市計画審議会）に移ります。

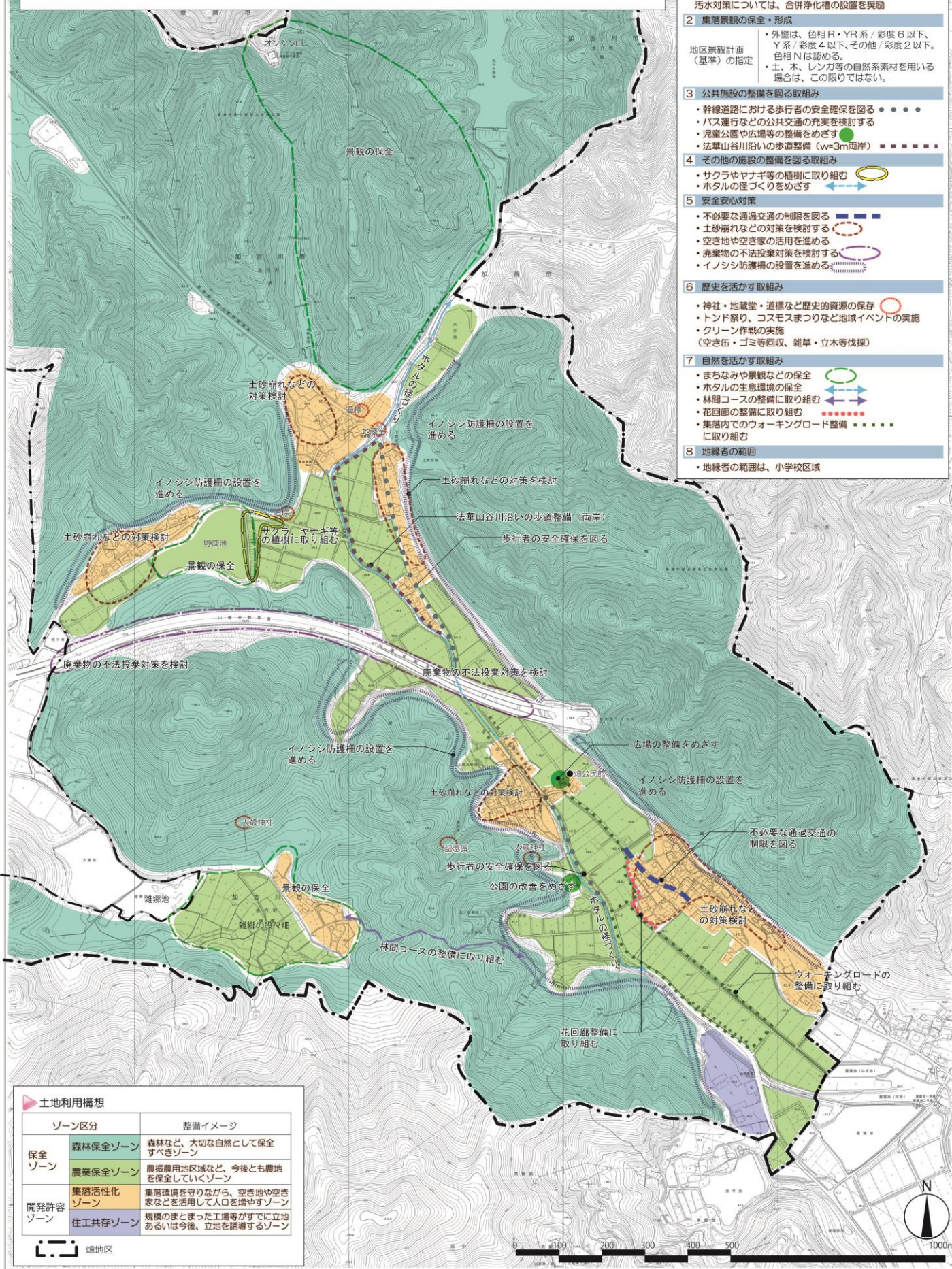
28年度の活動は

連絡先：畑地区まちづくり協議会

畑地区 まちづくり構想図（素案）

まちづくりに関する方針

- 1 集落環境の保全に関する事項**
 - 建物の高さについては、10m（3階）以下
 - 汚水対策については、合併浄化槽の設置を奨励
- 2 集落景観の保全・形成**
 - 地区景観計画（基準）の指定
 - ・外壁は、色相R・YR系 / 彩度6以下、Y系 / 彩度4以下、その他 / 彩度2以下。色相Nは認める。
 - ・土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合は、この限りではない。
- 3 公共施設の整備を図る取組み**
 - ・幹線道路における歩行者の安全確保を図る
 - ・バス運行などの公共交通の充実を検討する
 - ・児童公園や広場の整備をめざす
 - ・法華山谷川沿いの歩道整備（w=3m両岸）
- 4 その他の施設の整備を図る取組み**
 - ・サクラやヤナギ等の植樹に取り組み
 - ・ホタルの生息環境を確保
- 5 安全安心対策**
 - ・不必要な通過交通の制限を図る
 - ・土砂崩れなどの対策を検討する
 - ・空き地や空き家の活用を進める
 - ・廃棄物の不法投棄対策を検討する
 - ・イノシシ防護柵の設置を進める
- 6 歴史を活かす取組み**
 - ・神社・地蔵堂・道標など歴史の資源の保存
 - ・トンド祭り、コスモスまつりなど地域イベントの実施
 - ・クリーン作戦の実施（空き缶・ゴミ回収、雑草・立木等伐採）
- 7 自然を活かす取組み**
 - ・まちなみや景観などの保全
 - ・ホタルの生息環境の保全
 - ・林間コースの整備に取り組み
 - ・花回廊の整備に取り組み
 - ・集落内でのウォーキングロード整備に取り組み
- 8 地縁者の範囲**
 - ・地縁者の範囲は、小学校区域



土地利用構想	
ゾーン区分	整備イメージ
保全ゾーン	森林保全ゾーン 森林など、大切な自然として保全すべきゾーン
	農業保全ゾーン 農振農用地区域など、今後とも農地を保全していくゾーン
開発許容ゾーン	集落活性化ゾーン 集落環境を守りながら、空き地や空き家などを活用して人口を増やすゾーン
	住工共存ゾーン 規模のまとまった工場等がすでに立地あるいは今後、立地を誘導するゾーン



畑地区

畑地区田園まちづくり計画

目標・テーマ

現在の落ち着いた集落の景観や環境を維持・保全しつつ、自然と調和した集落環境をいま以上に向上させるとともに、農業環境と調和した柔軟な土地利用計画を定める。
その計画に基づき、誰もが安心して暮らせる、誰もが安全に暮らせるまちづくりを進める

目標人口

379人

(昭和46年以降でピークとなる昭和57年の人口)

課題	対応方針	
1. 集落環境の保全に関する事項	建物の高さについて	10m (3階) 以下
2. 集落景観の保全・形成	汚水対策について	農業集落排水事業未整備区域においては、新築時における合併浄化槽の設置を奨励する
	地区景観計画(基準)の指定	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、色相 R・YR 系 / 彩度 6 以下、Y 系 / 彩度 4 以下、その他 / 彩度 2 以下。色相 N は認める 土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合は、この限りではない
3. 公共施設の整備を図る取組み	道路、公園・広場、排水施設、水路等の整備について	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路(県道等)における歩行者の安全確保を図る バス運行などの公共交通の充実を検討する 安全安心して利用できる児童公園や広場等の整備(中央公民館周辺)を目指す 法華山谷川沿いで歩道整備(w=3m両岸)
4. その他の施設の整備を図る取組み	<ul style="list-style-type: none"> 野深池周辺においてサクラやヤナギ等の植樹に取り組む ホタルの径づくり(法華山谷川沿い)を目指す 	
5. 安全安心対策	<ul style="list-style-type: none"> 不必要な通過交通の制限(集落内への大型車等の通行制限等)を図る 土砂崩れなどの対策(土砂災害警戒区域等)を検討する 空き地や空き家の活用(例えば、農家民宿で農業体験等)を進める 廃棄物の不法投棄対策(山陽道高架下等)を検討する イノシシ防護柵の設置を進める 	
6. 歴史を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> 神社・地藏堂・道標など歴史的資源の保存 トンド祭り、コスモスまつりなど地域イベントの実施 クリーン作戦の実施(空き缶・ゴミ等回収、雑草・立木等伐採) 	
7. 自然を活かす取組み	<ul style="list-style-type: none"> まちなみや景観などの保全(池、段々畑、花壇等) ホタルの生息環境の保全(ホタルの径づくり)(再掲) 林間コースの整備(集落と雑郷間)に取り組む 花回廊の整備(集落内で草刈り・花植え)に取り組む 集落内でのウォーキングロード整備(たそがれ景観)に取り組む 	
8. 地縁者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 地縁者の範囲は、小学校区域 	